

国内経済要録

◇国債および債券の短期買入れ措置の決定

このほど、本行は、季節的な資金過不足幅の拡大に対処し、資金余剰期における金融調節をいっそう円滑ならしめる趣旨から、それに先だつ資金不足期に次の要領により国債および債券の短期買入れを行なうことを決定し、さしあたり7～8月に実施することとした。

(1) 買入れ先……銀行、長期信用銀行、外国為替銀行、本行と当座預金取引のある相互銀行、全国信用金庫連合会および農林中央金庫。

(2) 買入れ債券の種類……国債、政府保証付債券および利付金融債(いずれも発行後1年以内のものを除く)。

(3) 売戻し条件……売戻し期限は買入れ日の1か月後とし、以後売戻し期限到来のつど、本行が必要と認める場合にはさらに1か月延長できる。売戻しは売戻し期限以前の本行指定日に行なう。

(4) 買入れおよび売戻し価格

イ、買入れ価格は、買入れ先に対する買入れ通知直前の市場相場を基準として定める。売戻し価格は買入れ価格によることとし、別にロ、により算定した金利相当額を徵求する。

ロ、本行保有期間中の金利は、買入れ日(または売戻し期限延長日)における短資市場中心金利を基準として定める。

◇昭和43年度下期全国銀行等の決算状況

全国銀行等の昭和43年度下期決算状況を経常純益でみると、前期に比べ長期信用銀行は減益、都市銀行は伸び悩み、地方銀行・信託銀行・相互銀行はまづまずの増益と区々ながら、総じてみれば好調な前期に比し不芳となつた。

(注) 本計数は損益状況表によるもので、全国銀行協会連合会発表の損益計算書による計数とは異なる。

これは、各業態とも運用資金量が比較的順調な増加をみたものの、貸出利回りが金融緩和に伴い大幅に低下し、さらに地方銀行・相互銀行はコール・ローン利回りが低下、都市銀行・長期信用銀行は物件費がかなり増加するなどの事情があつたためである。このほか全国銀行については貸出増加に伴い貸倒引当金純繰入れ額がかなり増加したことと収益圧迫に大きく影響している。

なお公表利益については、前期減益の相互銀行が増益

昭和43年度下期全国銀行等の経常純益・公表利益

		昭和 43年度 下期	前期比 増減 (△) 額	増減(△)率	
				前 期 比 前 期 比	前 期 の 前 々 期 比
経常純益	全 国 銀 行	2,290	80	3.6	14.7
	都 市 銀 行	1,053	14	1.4	17.7
	地 方 銀 行	947	67	7.7	13.0
	信 託 銀 行	185	17	10.7	8.1
	長 期 信 用 銀 行	103	△ 19	△ 16.1	12.8
	相 互 銀 行	393	30	8.3	8.8
公表利益	全 国 銀 行	1,355	112	9.0	14.8
	都 市 銀 行	648	59	10.2	14.8
	地 方 銀 行	484	42	9.5	14.6
	信 託 銀 行	109	8	8.2	26.2
	長 期 信 用 銀 行	112	1	1.5	6.7
	相 互 銀 行	118	6	5.8	△ 0.0

に転じ全国銀行も各業態とともに一応増益となつたが、増益率は総じて鈍化した。

◇商工組合中央金庫の所属団体等に対する貸出限度額引き上げ

商工組合中央金庫では、5月21日の通常総代会において、所属団体および構成員に対する貸出等の最高限度額を次のとおり引き上げることを決定し、ただちに実施に移すこととした(カッコ内は引上げ前)。

- (1) 1所属団体に対する貸付、手形……5億円(3億円)の割引および保証の最高限度
- (2) 所属団体の1構成員に対する貸付、手形の割引および保証の最高限度(3千万円)

◇外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率の変更等

本行は、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の変更に伴い、外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率を次のとおり変更した。

	変更前	6月11日以降	6月13日以降	6月18日以降	6月21日以降	6月23日以降	6月27日以降
90日以内	%	%	%	%	%	%	%
91日以上	7.25	7.5	7.625	7.75	7.875	8.0	8.125

また、本邦甲種外国為替公認銀行では、上記ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の変更に伴

い、米ドル建輸入ユーパンス金利の最高限度を次のとおり改訂した。

	改訂前	6月12日以降	6月14日以降	6月19日以降	6月23日以降	6月24日以降	6月28日以降*
信用状つき	% 10.25	% 10.5	% 10.625	% 10.75	% 10.875	% 11.0	% 11.125
信用状なし	10.5	10.75	10.875	11.0	11.125	11.25	11.375

(注) * 印は3か月ものは据置き、4か月もののみ。

のとおり改訂した。

	一般	優遇
(改訂前)	9.125%以上	8.875%以上
(6月12日以降)	10.125	9.875

◇株式信用取引規制措置の一部緩和

東京・大阪・名古屋の3証券取引所は、第1部上場の一部銘柄について5月から信用取引委託保証金率の引上げを実施していた(6月号「要録」参照)が、対象銘柄の信用取引状況の改善がみられたことに伴い、6月19日売買分から同保証金率を引上げ前の水準(40%)にもどした。

◇米ドル建現地貸金利の改訂

本邦甲種外國為替公認銀行では、最近における米国短期金利の上昇傾向にかんがみ、米ドル建現地貸金利を次